

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株木建設（株）	茨城県水戸市吉沢町311-1

2. 指名停止措置期間 令和8年4月8日から令和8年5月7日まで（1か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の07県単道改第07-03-973-Z-001号道路改良工事（(仮称)大久保町第1トンネル）の工事現場において、令和8年1月26日、積載型トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた1次下請け作業員1名が重傷を負った。

5. 指名停止理由

工事関係者に重傷者を生じさせたことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第1第7号ウに該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第1第7号ウ>

措置要件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (7) 建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき。	認定をした日から 1か月以上2か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気662 電話0295-72-1119